慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究一七九〕株主総会決議無効確認の訴が株主総会決議取消の訴の要件をみたしている場合における決議取消の主張と決議取消の訴としての出訴期間の遵守(昭和五四年一一月一六日第二小法廷判決)
Sub Title	
Author	伊東, 乾(Ito, Susumu) 山田, 恒久(Yamada, Tsunehisa) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1980
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.53, No.7 (1980. 7) ,p.131- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19800715-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔最高裁民訴事例研究一七九〕

昭五四7 (最高民集三三巻)

している場合における決議取消の主張と決議取消の訴としての出株主総会決議無効確認の訴が株主総会決議取消の訴の要件をみた

大きな、 大さな、 大なな、 大なな、 大なな 大なな、 、 大なな、 、 大なな 、 、 大なな、 、 、 大なな、 、 、 、 、 、 、 、 、

取消訴訟は出訴期間遵守の点に欠けるところはないとして、原判決を支取消訴訟は出訴期間遵守の点に欠けるところはないとして、原判決を支充な決議の無効確認を求める訴において、決議無効原因として主張された瑕疵が決議取消原因に相当しており、しかも決議取消訴訟の原告適れた瑕疵が決議取消原因に相当しており、しかも決議取消訴訟の原告適れた瑕疵が決議取消原因に相当しており、しかも決議取消訴訟の原告適れた瑕疵が決議取消原因に相当しており、しかも決議取消訴訟の原告適れた瑕疵が決議取消原因に相当しており、しかも決議取消訴訟の原告適格、出訴期間経過後になされたとしても、なお決議無効確認の訴提起時が、出訴期間経過後になされたとして、不審判決の予備的日のXの主張は、これを明示したにすぎないとして、原判決を支取消訴訟は出訴期間遵守の点に欠けるところはないとして、原判決を支取消訴訟は出訴期間遵守の点に欠けるところはないとして、原判決を支取消訴訟は出訴期間遵守の点に欠けるところはないとして、原判決を支

判旨に賛成する。

持し、上告を棄却したものである。

上のものであるかは、論理的には、明確に区別されるが、実際に、力を否定しようとする者のために、商法は、瑕疵の種類によつて、力を否定しようとする者のために、商法は、瑕疵の種類によつて、一、株主総会決議に、なんらかの瑕疵が含まれているため、その効

一した判例が確立していなかつた。本判決はこの点に関して、最高いては、このような場合に、どのように取扱うべきかについて、統のため、この訴の選択を誤つて訴が起される事があり、下級審にお決議の効力を争おうとする当事者は、訴の選択に迷う事も多い。こ決議の対しを争おうとする当事者は、訴の選択に迷う事も多い。これは、このはのであるかを判断する事が、非常に技術的であるために、具体的な瑕疵の主張について、それが、手続的なものであるか、内具体的な瑕疵の主張について、それが、手続的なものであるか、内

学説の対立があるが、本判決とこれらの学説の関係を、以下考察し株主総会決議の訴に関しては、訴訟法上、訴訟物の構成の点で、

裁が新たな判断をしたという意味で、価値があるものである。

どまる地位に位置づける理論が現われたならば、それは新しい訴訟争う訴訟の訴訟物の同一性を左右する事実を攻撃防禦方法たるにと一元論を主張する論者の中には、『従前の理論においては決 議を

する学説も存在するのである。従つて前述の引用を、新訴訟物理論らである。だからこそ、新訴訟物理論をとりながら、一元論を否定 である)。 てもここにいう一元論は、瑕疵の主張を実体法上に一個の請求権と見るもの であるとすれば、これを新訴訟物理論と称するのはあたらない。いずれにし 徹底させた形としても考えられるが、右請求権が実体法上にも一つの請求権 態度に、類似するからである。その意味で、一元論は、新訴訟物理論を最も の請求権として構成されており、あたかも新訴訟物理論の法条競合の場合の 論において、決議訴訟の訴訟物は、決議否定宣言請求権という一つの訴訟上 とつて、基本的な態度の上で、 なじみやすい事は否めない。すなわち、一元 ると言える (但し、あえて言えば、一元論は、新訴訟物理論をとる学説に れる新旧の訴訟物理論の区別は、その構造的な特徴にあるのではな 説にとつての、論理的必然とは考えられないからである。通常言 絡の示唆とするのは、一元論をとる事が、新訴訟物理論を主張する諸 て、新訴訟物理論との脈絡を示唆するものもある。ここであえて脈 物理論のひとつの構造的特長を示すものということができる。」とし をとる学説は、一元論を肯定すべきだと読むような事は、誤りであ え方にあり、いわゆる構造的特徴の差異は、その帰結にすぎないか い。本来の両説の対立の出発点は、実体権と訴訟との関わり方の捉

つの実体権と考えているという事なのである。両説は、訴訟法上の別個独立な実体権と考えているのに対して、一元論はまとめて、一物である、取消請求権と無効確認請求権さらに不存在確認請求権を、ると考えると、通説との違いが明瞭となる。すなわち、通説が訴訟三、右の如く、一元論の本質は、実体法上の一つの選択に依つてい

しているのであると言える。 問題である訴訟物に関する議論を、 実体法上の選択をする事で解決

ればならない。 も短絡であろう。実体法は訴訟を通じて探索され、形成せられなけ するという事だけで、一元論のように実体権としての同一を説くの うに実体権として別個と説くのも飛躍なら、結局は決議の否定に帰 だが、法条が別個に構成されているということだけで、通説のよ

いをうけざるを、得ない筈である。(8) り、理由づけは、取消原因であるが、これは決議否定の根拠となり 例にとつて考えると、訴自体は、無効確認の訴とされていたが、一 加えない限り、これとの関係で当該攻撃方法は、理由なしという扱 く、攻撃方法の地位に立つが、商二四八条一項の解釈に、更に手を あろうか。一元論上これは、訴訟物の同一性を左右する事実ではな 由づけが、決議の日より三ヶ月以後に、なされた場合はどうなるで **うるので、救済されるというのである。それでは、今仮に、この理** 元論のいわゆる読みかえの操作によつて、決議否定宣言の要求とな 容易であるかのように考えられがちであるが、疑問である。本件を た場合、その救済は困難になるであろう。一元論によれば、それが、 四、またどちらの説によつても、原告の当初の訴の選択が誤つてい

していたという、本件のような特殊な場合に、救済が限られる。三 済の仕様はない。それではしかし、原告が当初から取消原因を主張 予備的な訴として、取消の訴も含まれていたと、言うより他に、救 他方、通説によると、原判決に言われるように、訴提起時から、

> う場合に、これを救済する必要はないのであろうか。
 月経過後に、取消の訴もしくは、取消原因の主張が追加されたとい ケ月内に無効の訴が起されて、無効原因のみが主張されおり、三ケ

の構成に、反映される事こそ、必要なのである。 る者もいる筈で、この両者の意思が、そのまま、各自の訴の訴訟物 者もいれば、「無効確認をしてもらわなければだめだ」と考えてい のうちには、「要するに決議の効力が否定されれば良い」と考える を、却つてこれを無視するのと、同様の結果に帰している。当事者 けである。自己の規矩によつて、当事者の意思を尊重すべきところ 求しようとする当事者の意思しかありえないと、決めつけているわ 当事者の意思を、取消権の行使にあるか、無効の主張にあるかとを、 が起されたか、確認の訴がおこされたかという事によつて、直ちに 体は、もちろん訴訟の当事者である。ところが、通説は、取消の訴 え訴がどちらの形でおこされるにせよ、そこには決議否定宣言を要 五、実体権は、訴訟を通じて形成されなければならない。形成の主 一律に決めてしまおうとしている。これに対して、一元論は、たと

ものは判決となり、これにすべての訴訟行為が収束する事になっ 決のために、訴―判決のプロセスを選んだ時から、訴訟で第一義の た。従つて口頭弁論終結時までの行為が、判決に意味を与える限度 る努力が続けられる事を、前提とせねばなるまい。訴訟が、紛争解 は、訴訟の終点まで(具体的には、口頭弁論終結の時点まで)、探され そして、この事をより確実に実現するために、この当事者の意思 遡つて評価されれば足りると考えられ、訴も提起の段階で、

で、

例 研 究

三四 (100x)

し、確証する事が、可能になるのである。 (9)や形式に翻弄されることなく、自由に、自己の信ずる実体権を探索 ば、それで足りる。そら解することによつて初めて、当事者は技術 定的にとらえられる必要はなく、口頭弁論終結時までに整えられれ

るいはもともと取消の訴だつたかが、認められた上で、これを許す れた場合にも、当初から、その訴が取消の訴をも含んでいたか、あ に主張されていた場合の他に、三ケ月経過後に、取消原因が主張さ 六、このように考えると、本件のように、取消原因は、三ケ月以内

といり可能性も考える事ができる。この時、商法二四八条は、決議

残るだけだが、 何らかの訴 (無効確認であれ取消の訴であれ)を もつ がかけられなければ、決議は手続上は確定して、無効主張の余地が 後になされたとしても)、扱われる可能性があるが、三ヶ月を過ぎて、 て、三ヶ月内に待つたのかかつた決議は、手続的にも確定しないと いう事で、その方が自然であり、これで商法二四八条の目的も達す いという意味に、解することになる。すなわち、三ヶ月内に待つた いかなる訴が起されても、これが取消の訴として扱われる余地はな の訴として (たとえ取消の主張が、あるいは取消原因の主張が、三ケ月以 の瑕疵を主張する訴のいずれかが、三ケ月以内に起されれば、取消

> 五・一九下民一一・五・一一三二 沢地判昭三四・九・二三下民一〇・九・一九八四、大阪地 判昭 三 五・ 不適法とするもの・東京地判昭二七・三・二八下民三・三・四二〇、金

(3) 松田・会社法概論二〇一頁、鈴木・前掲一三〇頁、前田「いわゆる 決議不存在確認の訴」実務民訴講座五・四二頁

(4) 小山「株主総会の決議を争う訴訟 物 に つ いて」現代商法学の課題 訴訟(上)二七七頁、霜島「決議を争う訴訟物」民訴雑誌一一号二〇三 (上) 二八七頁、坂井「株主総会の決議を目的とする訴の性質」会社と

5 小山前掲二四七百

(6) 三ヶ月「訴訟物再考」民訴雑誌一九号五四頁

伊東・民事訴訟法の基礎理論二一七頁

伊東・前掲六頁

小山・前掲二八八頁、坂井・前掲三一一頁

伊東 乾・山田 恒久

鈴木・会社法一三一頁

ることができると解せられる。

(2) 適法とするもの大阪地判昭二七・一一・一〇下民三・一一・一五九 〇、東京地判昭三〇・七・八下民六・七・一三八二、大阪高判昭四二・ 九・二六髙民二〇四、四一一、大阪高判昭四五・一一・九